

令和二年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

令和二年三月十一日（水曜日）

出席委員（十三名）

委員長 奈良 完 治

副委員長 五十嵐 忍

委員 石 澤 貴 幸

三 上 道 人

阿 部 祐 己

前 田 信 一

奈良岡 文 英

藤 林 公 正

吉 村 忠 男

相 馬 勝 治

横 山 哲 英

浅 利 直 志

小 野 稔

欠席委員（一名）

委員 野 呂 日出男

説明のため出席した者

町長部局

事務局職員出席者

事務局 長 藤 田 伸
主 幹 佐 藤 健

審 査 日 程

- 第 二 議案第 十八号 令和二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案
第 三 議案第 十九号 令和二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
第 四 議案第 二十号 令和二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案
第 五 議案第二十一号 令和二年度藤崎町水道事業会計予算案
第 六 議案第二十二号 令和二年度藤崎町下水道事業会計予算案
-

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 令和二年三月十一日

開 議 午前九時五十八分

○委員長（奈良完治君）

おはようございます。

本日、三月十一日は東日本大震災から九年となります。ここに犠牲者のご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。ご起立をお願いします。黙禱。

〔黙 禱〕

黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

ただいまの出席委員数は十三名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会します。

各会計について歳入歳出を一括で審議いたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

審査日程に従い、議案第十八号令和二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

改めましておはようございます。

それでは、議案第十八号令和二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案につきまして、その予算の歳入歳出の概要についてをご説明申し上げます。国民健康保険事業につきましては、平成三十年代から都道府県が国保財政の運営主体となり、安定的そして効率的な制度へと移行し、事業を実施しているところであります。令和二年度の予算編成に当たりましては、国保保険事業費納付金の算出基礎となっております医療費指数が県内の平均値を上回っていること、国保被保険者数の減少などを踏まえ編成したものであります。

予算書百三十三ページをお開き願います。

令和二年度の予算総額は第一条の規定により、歳入歳出それぞれ十九億四百万円を計上し、対前年度比三千六百万円、一・九％の減となるものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。予算書百四十三ページをお開き願います。

第一款国民健康保険税第一項第一目の一般被保険者特別徴収分から第三目の退職被保険者等普通徴収分までを合わせまして、三億五千九百四十五万円を計上するものであります。保険税の積算につきましては、直近の被保険者と現行の税率で算定したものであります。被保険者見込み数の減少に伴い保険税額が減少しているものであり、対前年度比八百九十九万八千円、二・四％の減となるものであります。

次のページをお開き願います。第四款県支出金第一項県負担金及び第二項県補助金のそれぞれの第一目保険給付費等交付金は、歳出予算におけます保険給付費の財源となるものであり、県負担金につきましては十二億七千六百四十三万六千円、対前年度比五千百二十三万円、三・九％の減、県補助金については七千二百六十二万六千円、対前年度比二千七十八万三千円、四〇・一％の増となるものであります。

百四十五ページに移りまして、第六款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の第一節保険基盤安定繰入金は保険税の軽減に対する公費負担分で一億五百七万五千円を、第二節職員給与費等繰入金は国保担当職員の給与費等で三千七百二十八万円を、第三節出産育児一時金等繰入金は国保被保険者においての出産育児一時金の拠出見込み十五件に対応した町負担分で四百二十万円を、第四節財政安定化支援事業繰入金は町に対し交付される地方交付税のうち、国保財政の安定化を図るために算入されている二千三百七万九千円を繰り入れするものであり、一般会計からの繰入金の総額は一億六千九百六十三万四千円を計上し、対前年度比百二十六万七千円、〇・七％の減となるものであります。

第二項基金繰入金第一目財政調整基金繰入金は財源調整を行うため繰り入れするもので、二千五百八十四万二千円を

計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百五十一ページをお開き願います。第一款総務費一項総務管理費は、職員四名分の人件費のほか、第十三節委託料におけますシステム改修業務委託料などの物件費及び青森県国保連合会の運営事務経費に係る町負担分を計上し、第一項総務管理費の総額は四千四百六十三万七千円、対前年度比五百八十六万七千円、一五・一％の増となるものであります。

百五十二ページをお開き願います。第二項の徴税費は国保税の賦課徴収に係る物件費等の主なもので、二百三十三万九千円を計上し、対応するものであります。

第三項の運営協議会費は国保運営協議会委員十五名分の報酬のほか、協議会の運営に係る経費を、百五十三ページに移りまして、第四項の趣旨普及費は国保制度の情報提供などに係る経費をそれぞれ計上したものであります。

次に、第二款保険給付費は、令和元年度におけます給付実績見込みを勘案し計上したものであり、百五十四ページをお開き願います。第一項療養諸費が十一億一千五百八十六万四千円、第二項の高額療養費が一億六千七十二万円、第四項出産育児諸費及び第五項の葬祭諸費などを合わせ、第二款保険給付費の総額は十二億八千四百五十四万円、対前年度比五千百九十六万八千円、三・九％の減となるものであります。

百五十六ページをお開き願います。第三款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営責任主体である県において見込みを立てました医療給付費等の額から公費等の拠出で賄われる費用を除いた額を事業納付金の額として、県内それぞれの市町村ごとに納付額を決定しているものであり、保険者である町が納付する費用を計上したものであります。事業納付金の各項ごとの内訳につきましては、医療給付費分として三億七千八百三十三万三千円、後期高齢者支援金等分として一億一千百七十万九千円、百五十七ページに移りまして、介護納付金分として四千八百九十四万二千円をそれぞれ計上し、納付金総額は五億三千八百九十八万四千円、対前年度比一千百五十三万五千円、二・二％の増となる

ものであります。

第六款保険事業費第一項第一目の特定健診等事業費は、特定健診に係る職員の人件費及び特定健診業務に係る業務委託料などの物件費が主なもので、一千九百九十一万一千円を計上したものであります。

百五十八ページをお開き願います。第二項保健事業費第一目の疾病予防費は健康管理に対する意識の高揚と特定健診受診者に対する保健指導事業費及び予防対策を推進するための人件費及び物件費が主なもので、五百十七万円を、百五十九ページに移りまして、第二目の医療費適正化対策費は国保加入者の健康管理と国保制度に対する意識を深めていただくことを目的として実施している医療費通知に係る業務委託料が主なもので、九十九万二千元を計上し、第二項保険事業費の総額は六百十六万二千元となったものであります。

百六十ページをお開き願います。第九款諸支出金は、被保険者保険税還付金や還付加算金などで三百六十六万一千円を計上しているものであります。

百六十一ページに移りまして、第十款予備費は、予算調整により収支均衡を図るためのものであります。

以上、議案第十八号令和二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案の概要説明とさせていただきます。

○委員長（奈良完治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑願います。

どなたかご質問などある方。浅利委員。

○浅利直志委員

歳入のところでお聞きいたします。ページ数は百四十三ページにかかわることですが、一般被保険者普通徴収分について、前年度比で九百七十二万円ほど減を見込んでいるんですけれども、説明によりますと、被保険者数が減

少するということが主な理由なんだというような説明であったんですけれども、その内容は具体的にはどういう被保険者数の減少を来しているんでしょうか。減少の内容と、それからその中での特徴的な、退職者がふえている、年金者がふえているとか、そういう点についてはどういう特徴を持っていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

普通徴収分というふうにお聞きしましたけれども、よろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）普通徴収分につきましては、現年分で大体二千名程度を見ておりますけれども、近年のここ三年間の推移、それから新しく加入者となる方々を見越した結果、その二千名程度で積算したものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

その中で法定減免といいますか、そういう制度も導入して、それを財政補填をしておるわけですがけれども、短期保険証だとかという対象者は短期保険証、資格証明書の対象者というのはどのように見込んでいらっしゃるんでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

十二月末現在で短期の方は二十九件おりましたけれども、現在二月末現在では、その短期証の交付をしている方はおりません。予算上でも、この短期については把握といいますか、今後その納付状況によって対象者が出てくるかもしれ

ませんけれども、現在のところは短期証については交付していないということで説明しておきます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

資格証明書についても聞いたのですけれども。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

資格についてもありません。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

県が運営するようになっていても、いわゆる国保税を集めることだとか、あるいは資格管理といいますか、そういう納付を半年、一年滞っている人、あるいは納める意思のない人については、資格証明書、短期保険証を交付しているんですけれども、今のお話ですと、資格証明書を交付している方はいないというふうに理解したんですけれども、藤崎町ではそういう現状ではないという私は認識なんですけれども、今はないということですか、資格証明書を交付している人についても。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

説明いたします。今の時点ではないということで、係のほうから聞いております。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ない、現状、じゃあ今まではあったけれども、なくなったというふうに理解したんですけれども。

それでもう一つ、納付保険料の収入面と、それから県が運営することによって納付金というのが結局大きな会計上の違いになったわけでございます。標準の保険料率といいますか、県の標準保険料率はお幾らで、医療費の給付が藤崎は多いからというふうなことで説明があったんですけれども、県の標準保険料率はどれくらいで、藤崎町はどういうふうに最終的に判断なさったのか、その辺をお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

県の標準保険税率についてはちょっと掌握しておりませんが、限度額についてでございますけれども、令和元年度は合計で九十六万円でしたが、令和二年度につきましては九十九万円という限度額です。それは医療費分と支援分、介護分の合計でございますけれども、町では医療費分では所得割、医療費分、それから支援分、介護分、所得割、均等割、平等割でもって計算しておりますけれども、総じて平均のもので出ているのではないかなというふうに感じているところです。所得割につきましては、医療分が九・五％、支援分が二・八％、介護分が二・四％、均等割について医療分が二万五千五百円、それから支援分が七千八百円、介護分が八千七百円、平等割につきましては二万百円、

支援分が六千円、介護分が四千五百円というふうに積算をしたものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、県が示したのははっきりしないけれども、今課長が示した内容で算定をしたというようなことなんですけれども、県に対する納付金というのが、国民保険税事業納付金というのが、昨年度と比べて一千百五十三万円ほどふえているわけでございます。その中で、その内訳を見ますと、後期高齢者支援金分というのが前年度比で見ますと二百二十一万円ほど減っているんですけれども、その辺の、まず納付金のうちの後期高齢者支援金分のほうは二百二十一万円ほど減っているんですけれども、それはどういう理由によるんでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員、ページ数を具体的に。

○浅利直志委員

ページ数、納付金……（「はい」の声あり）

○委員長（奈良完治君）

よろしいですか。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

後期高齢者支援金分等についてでございますが、前三カ年の被保険者実績額と、それから所得、被保険者等の推移を勘案しながら、国、それから負担、国から来る公費分とかを控除して、県全体の納付額を積算し、市町村ごとに、これも県のほうから示されたものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、具体的に後期高齢者の特別会計は次にやるんですけれども、県で示されたから県で示された額を計上しているというようなことなんですね。藤崎では藤崎で、高齢者が多くなったのでふやすとか、そういうようなことはできない制度になっているんだと理解してよろしいんですか。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

できないということよりも、県のほうは全体的に七十歳から七十五歳までの方の病院に通われている実態とか、そういうものを加味しながら積算されたものでありますので、町のほうで必要となるであろうということではなく、県のほうの推計でもって予算化をしたものでございます。以上です。（「異議なし」の声あり）

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

これは町長でもよろしいし、担当課でもよろしいです。県に運営を移管するというようなことをやったわけでございます。実際は今度のいわゆるコロナウイルスの対応だとかそういうようなことも含めれば、国家的な対応が必要な場合もあるわけですからけれども、県で医療再編だとか、公立病院再編だとかと一体のものとしてこの県の運営を進めて、今実施しているわけですからけれども、その段階で全国知事会などは一兆円の国費の投入で安定的な運営を要望したいんだとい

うようなことを要望した経緯もございます。そういう中で、私の記憶では三千四百億円ぐらいだと思いましたがけれども、三分の一ぐらいは追加で都道府県運営するために全国的には助成されたわけなんですけれども、現在も知事会としては、いわゆる一兆円の要望で財政支援で安定的な運営ができるんだという、そういう考え方なり、基本的な考え方なりを維持している現状なものなんでしょうか。その辺について、今はあるお金でやりとりするしかないんだというような状態なのか、その辺の、国保の安定運営に対する知事会なり県連合会なりの考え方について、お聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

私も国保運営の理事を数年前から拝命いたしまして、年に数回の会議をしているところでもございます。今お話あった知事会どうのこうののではなく、私は全国の町村会に加盟していますので、いわゆる地方は高齢者が超加速化で進んでいると。少子も進んでいるということで、安定的な全国民の皆保険、国保制度を維持するためには、国費の投入も絶対的に必要だということで、これは毎年毎年全国大会で決議している事項でございます。今、現状では都道府県になって、年間全国で三千四百億円というような国費も増額で投入していますけれども、予算的なことは予算的なことで我々も、地方財政は脆弱しておりますので訴えていきますけれども、我が町の取り組みとして、これは町民と行政が一体となって健康意識を高めるために、いわゆる健診やら、あるいは食事やら、あるいは健診で引っかかった場合の再検診やら、そういうものをもっともっと強化する必要があるだろうと、そう思っているところでございます。よって、前日横山議員から指摘あった健康推進員の取り組み等も、見直すところは見直ししながら、さらに町民の多くのいわゆる健康づくりに参画していただくための努力を惜しまず続けていきたいと、そう思っております。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今町長が述べていただいたように、健康づくりの事業を着実に前進させることとともに、病気になることも高齢になれば避けられない、あるいは頻度が増すというのもこれも実態でございますので、財政的な要望も含めてしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

歳出のところで具体的なことなんですけれども、百五十一ページのところでシステム改修業務委託料八百八十八万円ほど計上しているんですけれども、これはどういう内容なのか。マイナンバーで診察もできるようにするんだとか、そういう方向を国は目指しているんだというようなことも言われておるんですけれども、それとは関係ない改修業務委託なのか、その辺をお聞きいたします。百五十一ページのところでございます。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

ご説明いたします。システム改修業務委託料八百八十八万七千円でございますが、これは県システム、高齢高額医療用支払いシステム改修業務ということで、ミサリオというシステムがございます。そのミサリオのシステム改修をするものでございまして、議員から質問がありましたマイナンバーカードに国保の被保険者証の情報を付与するための改修業務であります。この八百八十八万七千円につきましては、特別調整交付金により一〇〇%算入になるものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

一〇〇%算入になるからよいというふうに私は思っておりませんが、それは国の受託業務をやる市町村自治体としてはやむを得ない側面があると思うんですけれども。いずれにしても国民の税金であります。じゃあシステム改修業務というのが八百八十八万円とかかるといのは随分高いなというふうに初めに思ったんですけれども、マイナンバーカードに適應するようなシステム改修をやるというようなことで、国保の会計で予算を持ったんだというふうに理解したんですけれども、それでよろしいんですね。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

国のほうでは、令和三年の三月までに完了するというので、今動いているようでございます。しかしながら、議員も私たちもそうでございますが、医療機関のほうでは同時進行していないような感じが受けられるところであり、令和二年度においてその進捗がどこまで進むのかというのが疑問なところでもありますけれども、国のほうからその改修が必要だということで指示がありましたもので、その経費の見積もりをとった結果、この金額が必要だということで示されたものを要求しているものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ですから、必要だと言えれば必要なんだけれども、役所がやる、そしてマイナンバーカードを利用してそして医療機関でやるとすれば、民間の医療機関も含めてシステム改修をしなければならない。そういう膨大なものにつながっていく

わけでございます。そういう点で、私は今の時点でそういうことが必要かどうかということに疑問を持っておるんですけども、もう一点だけお伺いいたします。

今回のいわゆる繰入金がございます。この中で、現在他会計繰入金が今回あるわけでございます。その中で、現在の基金の残高というのはどのようになっていらっしゃるのか、その現状について、国保の財政調整基金といいますか基金について、現在、もう三月に近いけれども、三月時点でなく見込みでよろしいです。そのことについてお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

よろしいですか、ページ数とか。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。令和二年度の当初予算の編成、赤字額が二千五百万円ほどありましたもので、その調整するために財政調整基金から二千五百八十四万二千円を取り崩し、繰り入れするものでございますけれども、繰り入れ取り崩し後は一億二千百四十五万六千円の残額となるものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「質疑なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十九号令和二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

それでは、議案第十九号令和二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、その歳入歳出予算の概要についてをご説明申し上げます。

予算書の百七十一ページをお開きください。令和二年度の予算総額は、第一条の規定により、歳入歳出それぞれ三億四千五百三十四万八千円を計上し、対前年度比二千五百四万八千円、七・八%の増となるものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。百八十一ページをお開き願います。

第一款後期高齢者医療保険料は、第一目特別徴収保険料と第二目普通徴収保険料を合わせまして一億六百二十九万九千円を計上するものであります。平成二十年度から施行された後期高齢者医療制度においては、高齢者の医療費を公費、税金ですけれども、約五割、若い世代からの支援金、保険料で約四割、後期高齢者の保険料約一割で負担するというルールにより運用されております。この後期高齢者の保険料の算出に当たりましては、所得割率と均等割額からなる保険料率から積算し決定しているものであります。令和二年度の保険料につきましては、制度発足時より同率を維持してきました所得割率を、〇・八九ポイント引き上げて八・三%、加入者全員が負担することとなる均等割額を三千八百八十六円引き上げて四万四千四百円となったこと、及び被保険者の見込み、そして高齢者医療保険料の均等割額の軽減特例の見直しなどによる影響額を勘案した結果、対前年度比一千九百五十九万九千円、二二・六%の増となるものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金は職員給与費等繰入金分として九百三十六万九千円、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分となります広域連合事務費繰入金分として七百十五万八千円を計上し、事務費繰入金の総額一千六百五十二万七千円を計上しております。

第二目の保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に対する公費負担分として一般会計から繰り入れするもので、五千七百六十七万九千円を計上し、対前年度比一千十五万一千円、二一・四％の増となるものであります。

第三目の療養給付費繰入金は、広域連合で給付を行っている後期高齢者療養被保険者の療養給付費に対する公費負担分として一般会計から繰り入れするもので、一億六千百四十一万一千円を計上しており、一般会計からの繰入金の総額は二億三千五百六十一万七千円を計上し、対前年度比五百七十三万六千円、二・五％の増となるものであります。

百八十二ページをお開きください。第四款繰越金は、令和二年三月分の後期高齢者医療普通徴収保険料分を新年度に入りましてから広域連合へ納付処理することとなることから、繰越金として予算計上し、対応するものであります。

第五款諸収入第二項償還金及び還付加算金は、被保険者の所得更正などに対応するもので、前年度と同額の八十五万円を計上し、対応するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百八十五ページをお開き願います。第一款総務費第一項第一目の一般管理費は職員一名分の人件費のほか、第十三節委託料におきます後期高齢者医療システム保守業務委託料などの物件費が主なもので、八百七十四万五千円を計上しているものであります。

百八十六ページをお開き願います。第二項第一目の徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収などに係る物件費が主なもので、六十二万四千円を計上しているものであります。

第二款後期高齢者医療広域連合負担金は三億三千五百十二万五千円を計上しておりますが、その内訳は、町で収納した保険料及び低所得者に対する保険料軽減額の公費負担分となる保険基盤安定負担金など広域連合へ納付する保険料等負担金として一億六千六百五十五万六千円、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分であります広域連合事務費負担金が七百十五万八千円、広域連合で給付を行っている療養給付費に係る町負担分となります療養給付費負担金

として一億六千百四十一万一千円を計上しているものであります。

次のページに移りまして、第三款諸支出金第一項償還金及び還付加算金は、被保険者の所得更正などにより生ずる過誤納金に対応するもので、前年度と同額の八十五万円を計上しているものであります。

以上、議案第十九号令和二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案の概要の説明とさせていただきます。

○委員長（奈良完治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑なしでよろしいですか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますとこれは百八十六ページです。後期高齢者広域連合負担金というようなことで、その中で、トータルでは三億三千五百万円ほど負担するんですけども、この療養給付費負担金一億六千四百万円ほど計上したのは、今までの平均といいますか、昨年度と前年度とか、そういうような平均というか、前年度実績をもとにして計上したもののなんでしょうか。動向としては、高齢者はふえているけれども、一方では、高齢者はふえているんだけど、受診する回数そのものはそんなにふえていないんでないかというようなことも言われておるんです。なぜかならば、いわゆる医療の高度化、薬価の高騰、そういうもので、結局療養給付費がアップしているという側面もあると思うんですけども、私がお聞きしたいのは、療養給付費負担金を積算した根拠といいますか、その辺はどういうふうに積算したのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

積算につきましては、これも過去三カ年の推移と、それから新しく新年度に七十五歳以上となられて後期高齢に加入される被保険者の見込み数を立てまして、その積算のもとに、若干ですけれども対前年度比では下がった形で計上しております。確かに議員おっしゃられたとおり、町の被保険者の利用実態を見ますと、日数のほうは非常に短くなっておりまして、国保の姿で大体近いような感じはするんですけれども、四十市町村中、二十四番目ぐらいの位置にいます。そういうものを見ながら、いろいろな予算を積算しながら、今年度の費用を求めたものであります。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今、いわゆる政府というか診療報酬そのものも、長期にいれば診療報酬そのものがダウンするようなシステムというか、そういうふうになっているし、また、医療機関そのものが長期に入院させるということをだんだんさせないようになっていくという現状もあるわけでありまして。それで、入院すると同時に介護施設を探してくれというふうに言われているような現状もあるわけでありましてけれども、その辺の弊害もあるわけでありましてけれども、そうしますと、この保険料等の負担金、この一億六千六百万円ほど保険料等の負担金というのは、これは広域連合に納める、保険料で集まった分というふうには先ほどおっしゃったと思ったんですけれども、これは保険料の負担金を集まった分を納めるというようなことで、これも広域連合との関係では確定していることなんですか。その辺はどういう取り扱いになっているんでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

歳入の積算結果、まだ納付書は出ておりませんが、今の確定申告が終わりまして納税相談が終わった後にシステムで計算するという形になりますけれども、見込みとして出しておりますのが保険料分として一億八百八十万円ほど、プラス、それから保険基盤安定負担分、軽減分の対応分ですが、この金額が五千七百六十万円ほどを負担金として計上しているものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

もう一点だけ。百八十五ページですけれども、後期高齢者医療システム保守業務というふうに、これはマイナンバーとは関係ないんでしょう。これは、保守業務そのものやっっていくような二百七十五万円ですから、そういうふうな理解でよろしいんですよね。先ほどマイナンバーとの関係で、マイナンバーを使えるようにしようというようなことだけれども、高齢者についても国保の会計のほうでやっちゃうというようなことなんですか。ちょっと二つ聞いているんだけれども。この二百七十五万円については、藤崎町の対応するシステムの保守業務なのか、マイナンバー関連なのか、その辺についてお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。この二百七十五万円につきましてはマイナンバーとは関係ございませんで、システムの業務内

容といたしましては、広域連合へのデータ連携、これは毎月の所得の処理ですとか年次の所得の処理のものへの連携業務があります。もう一つは特別徴収の月割りの賦課業務、それから口座振替、あと特別徴収についての仮算定、本算定での業務をこのシステムでやるもので、その保守で計上しているものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

詳しくは本会議でやりたいと思っておりますけれども、後期高齢者医療特別会計予算は総額で三億四千五百万円余の予算でありますけれども、総体としては後期高齢者の医療に必要な予算でもあります。しかしながら、医療費の増大というのは当然予想されたことでもあり、後期高齢者の負担増というようなことを四月から実施するということについても、国の制度そのもの、つまり国保負担率そのものを引き上げるというようなことをしていかなければ、今後ますます負担増のサイクルになるというようなことで、国保、後期高齢者、医療、連動しているわけでありましてけれども、国保負担率の引き上げの措置をとるべきだということで、今会計に賛成できません。

○委員長（奈良完治君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。石澤委員。

○石澤貴幸委員

議案第十九号令和二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、将来にわたり国民皆保険制度を維持し、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みとして、平成二十年四月にスタートした制度であり、既に町民に定着したものとなっております。藤崎町後期高齢者医療特別会計の令和二年度の予算につきましては、療養給付費の見込みに基づき、事業主体となる後期高齢者医療広域連合への負担金の確保、そして後期高齢者医療保険料の設定につきましても、年金生活者が多くを占める本事業におきます低所得者層に配慮したものとなっております。

今後におきましても、被保険者の生活実態の把握に努め、より適切な業務の遂行を図り、今後も安定した制度として継続し、推進していただくことを期待し、賛成討論といたします。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（奈良完治君）

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十号令和二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

それでは、議案第二十号令和二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

予算書百九十七ページをお開き願います。第一条、令和二年度の予算総額は歳入歳出それぞれ十八億三千百万円と定めるもので、前年度に比較して五千五百万円、三・一％の増となっております。事業内容といたしましては前年度と大きな変更はございません。保険給付費が若干ふえ、それに対応した公費の負担金、国・県それぞれの負担金が増額となったものであります。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。二百七ページをお開き願います。

第一款保険料につきましては、第七期事業計画の三年目、最終年ということで、保険料率に変更はありませんが、消費税の増税に伴う低所得者の保険料軽減強化対策があることから、前年度対比で一千二百二十九万四千円減の三億二千八百六万五千円を計上したものであります。

第三款一項一目の介護給付費負担金は、保険給付費に対する国負担分で、三億四百八十万四千円を、次のページをお開き願います。二項一目の調整交付金は高齢者や低所得者の割合に応じて国から交付されるもので、一億四千九百二十六万九千円を、二目、三目は保険給付費以外の地域支援事業費に対する国の補助金で、合わせて二千五百八万六千円を計上したものであります。

第四款は支払基金が、第五款は県が、それぞれ公費負担ルールに基づいて負担及び補助する分であります。

第七款繰入金、一項の一般会計繰入金は介護給付費等に対する町負担分であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げますので、二百十五ページをお開き願います。

第一款一項の総務管理費は職員の人件費が主なものであり、百四十三万五千円増の四千五百九十三万七千円、次のページに移りまして、二項の徴収費は保険料徴収事務に係る費用、三項の介護認定審査会費は要介護認定に係る費用をそれぞれ計上したものであります。

二百十八ページをお開き願います。第二款保険給付費の一項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方々が利用する施設や在宅でのサービスに係る費用であり、昨年度より四千七百九十八万六千円増と見込み、十五億四千五百五十二万円を計上したものであります。増額の要因といたしましては、特別養護老人ホームなどの施設介護サービス給付費が若干ふえていることと、消費税の増税に伴う介護報酬単価の改正によるものであります。

二百二十ページをお開き願います。第三款地域支援事業費の一項介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防給付から総合事業に移行した介護予防訪問介護や介護予防通所介護、住民が運営するボランティア団体などの多様のサービスに対応する費用で、四千六百二十万七千円を、二項一般介護予防事業費は、全ての高齢者を対象に運動機能の向上や閉じこもり、鬱予防のための事業であり、町体育協会や文化協会、老人クラブが実施するもので、五百七十一万四千円を、三項の包括的支援事業・任意事業費は、高齢者が要介護状態になっても住みなれた町で尊厳ある暮らしができるよう、住まい、医療、予防、生活支援を一体的に提供するため、一目の総合相談・権利擁護事業、二目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、次のページに移りまして、五目の生活支援体制整備事業、町包括支援センターが実施するための経費で、二百二十三ページの上段、第三項の合計三千八百十八万八千円を計上したものであります。

令和二年度介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要に係る説明は以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。横山委員。

○横山哲英委員

二百二十一ページの三款一目です。げんき教室等、町でやっておられましたけれども、これに参加している人数はどのぐらいになりますか。二つの教室ですね。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。その都度人員は違いますけれども、登録されている方で五十名ほどはいらっしゃいますので、それぞれで開催する場合に十名のときもあれば二十名というふうな形で、非常に活発にやられているというふうには確認してございます。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと二百二十一ページ、三款の地域支援事業費についてですけれども、その中で委託料一千二百五十二万円ほど見ておるんであります。その中で日常生活圏のニーズ調査をやるんだというふうな予算を計上しておるんですけれども、これは業務委託というふうになっているんですけれども、どのような内容をどうやろうとしていらっしゃるのでしょうか。抽出調査みたいな形でやるのでしょうか。その辺、どういう内容をどう委託してやろうとしていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。先ほどの説明でも申し上げましたが、介護保険制度は三年に一回の見直しというふうに規定されておりまして、事業計画を三年ごとに見直す、あわせて保険料も同じでございます。現在の計画が第七期の計画でござ

いまして、これが令和二年度で終わります。令和三年度からの第八期計画を策定するに当たって、いわゆるニーズ調査、被保険者の意向調査をするという、これは毎回行っているものでございまして、現在の第七期の事業計画でいけば一千人を対象として無作為抽出で発送し、回収は六割ほどであります。こういうふうな被保険者の意向を把握するためのアンケート調査でございます。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今年度で終了するわけですので、次期の計画策定のためのニーズ調査というか実態調査というようなことなんですけれども、千人を対象にしているというのは、これを例えば二千人なら二千人にすれば、もっと委託料が高くなるからやらないんですか。千人やれば十分把握できるんだというふうなお考えから千人というのが決まっているんでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。事業計画策定に当たりましては、国がガイドラインを示してございます。そのガイドラインの中で意向調査をしなければいけないという項目がございます。そしてその対象は被保険者の規模に応じて、何名から何名は幾らというふうな基準がございます。それに照らし合わせれば、当町の場合は千というふうになっているものでございます。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうすれば、ガイドラインに基づいて千人やれば十分その基準に達するというような基準で千人というようなことだというふうに理解いたしました。

その委託料の中で多くを占めている総合相談・権利擁護業務委託料、これは心配事相談だとかそういうような類いのことをトータル的に一千四十万円ほど予算を見ているのかなと思っておるんですけれども、総合相談・権利擁護業務委託料の中身をお知らせしていただきたい。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。委託先が包括支援センター、社会福祉協議会でございますが、この包括支援センターの職員三分の人員費が主なものでございます。そして、相談の内容でございますが、いわゆる高齢者に係る総合的な相談、つまりは在宅で介護を受ける場合、あるいは施設に入所する、介護保険サービスを受けるにはどうしたらいいのか、あるいは変えるにはどうしたらいいのか。そういうふうな、介護に関する総合的な相談を受ける。もちろん受け付けるものばかりではなくて、訪問して相談に応じるということもしてございます。

そして、もう一つが権利擁護でございますが、いわゆる成年後見制度。最近随分ふえておりますけれども、認知症などによる成年後見が必要な場合、それをどのような手続でどこに行ったらどういうふうになるのか。そういうふうな相談に応ずるという業務を行っているものであります。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

主には人件費三名分だということであります。そして、権利擁護業務委託料というふうにも委託しているんだというように、その権利擁護業務についてお聞きしたいんですけれども、認知症の人が多くなっているというように、後見人を選ばなきゃならない必要性が出るという場合もあります。当町における実態というのは、昨年度でもよろしいのでどういうふうになっていらっしゃるのかですね。我々聞くところによると、司法書士や弁護士でないとだめだというふうに言われて、誰にすればいいかなというふうな話も聞きますけれども、社協や、あるいは町長自身だとか、そういうようなことも含めて、我が町における実態は、権利擁護、後見人制度の実態といたしますか、活用状態というのは、どういうふうな実態なんでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。この包括支援センターの今年度の一月までの実績を把握してございますが、今手元の資料でいけば、令和元年度においての権利擁護も含めた相談件数が百十四件というふうに上がっております。その中にはもちろんその権利擁護もあると。そして、今の権利擁護の件数でございますが、いわゆる成年後見人をつけた、誰がどなたの成年後見人になったかというものは、私どものほうにも伝わらない、わからない情報でございます。わかるのは、町長が申し立てをしたもの、一定の親族、二親等内の親族がいない、あるいは拒否する、しかし成年後見人が必要だという方がいらっしゃる場合に、町がかわって裁判所に申し立てをする。これは町長の名前で申し立てをする。この件数についてのみ把握できてございます。今年度においては三件ございました。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十一号令和二年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

それでは、議案第二十一号令和二年度藤崎町水道事業会計予算案についてご説明いたします。

予算書の二百四十一ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款水道事業収益は三億七千七百七十七万円余りを計上しております。

そのうち、第一項営業収益が三億六千三百二十一万円余りであります。その主なものは、第一目給水収益が三億六千二百二十七万円で、これは水道料金とメーター使用料の合計額であります。

次に、第二項営業外収益が一千四百五万円余りであります。その主なものは、第二目他会計補助金十四万円余りは簡易専用水道委任事務交付金であり、第三目長期前受金戻入一千三百三十七万円余りは令和二年度減価償却費相当額を収益化したものであります。

次に、二百四十二ページをお開きください。支出についてご説明いたします。

第一款水道事業費用として三億七千七百七十七万円余りを計上しております。

第一項営業費用が三億三千七百八万円であります。そのうち、第一目浄配水費が一億八千五百三万円余りであり、そ

の主なものは第六節修繕費の二千九百三十八万円余りで、このうち西豊田浄水場配水池改修工事に一千百七十七万円余り、また、メーター取替工事費として計量法により八年を経過する水道メーターの取りかえ費用と交換用メーター修繕費として浄水器購入費分の合計一千百四十三万円余りを予算計上しております。第九節の受水費一億四千二百二十六万円は、津軽広域水道企業団への水道水購入代金として支払うものでございます。

第三目総係費は五千二百五十万円で、その主なものとしましては、第一節給料から二百四十三ページの第六節法定福利費引当金繰入額までの人件費のほか、第十二節委託料六百四十二万円余りのうち水道検針業務委託料四百四十七万円余りであり、これはメーター検針員五人の検針業務に係る経費であります。

次に、二百四十四ページをお開きください。第四目減価償却費は九千九百五十四万円余りであります。減価償却費とは、固定資産の価値減耗分の費用化であります。実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資金的収支の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

第二項営業外費用は二千三百五十五万円余りであります。その主なものは、第一目支払利息の一千百五十五万円余りであります。

次に、二百四十五ページをお開きください。資金的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、下段の支出からご説明いたします。第一款資金的支出として一億一千七百四十五万円余りを計上しております。

第一項建設改良費が四千五百四十九万円余りであり、その主なものは第一節工事請負費の消火栓更新工事費が四百四十万円、富柳橋橋梁添架管掛替工事費が二千九百五十六万円余り、西豊田浄水場浸水対策改修工事費一千九十三万円あります。

第二項固定資産購入費が六十三万円余りであり、新規に使用する量水器の購入費であります。

第三項企業債償還金は七千三十三万円余りと見込んでおります。

次に、上段の収入はただいま説明いたしました支出の財源であり、資本的収入として八百六十四万円余りを計上しております。その主なものは、第一項負担金第二目他会計負担金、一般会計からの消火栓更新工事費負担金の四百四十万円で、第二項は西豊田浄水場浸水対策改修工事費に対する国庫補助金三百六十四万円余りであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額、一億八百八十一万円余りは、損益勘定留保資金等で対応するものでございます。

以上をもちまして、議案第二十一号令和二年度藤崎町水道事業会計予算案の説明を終わります。

○委員長（奈良完治君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百四十五ページでございます。資本的支出のほうですね、建設改良費、その中の工事請負費四千五百四十九万円ほど計上されておるんですけども、富柳橋梁の管の取りかえ工事といいますか、そういう表記があるんですけども、これはどういう状態で取りかえをするというふうなことになったんでしょうか。橋そのものは以前、ちょっと何年前だからわがんね、橋そのものは橋脚といいいますか、それも含めて改修工事をしたはずなんですけれども、そのときは一緒にやらなかったんでしょうか。その辺についてお聞きいたします。どういう内容の工事なのかということです。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。富柳橋の橋梁添架管のかけかえ工事ということで、富柳橋に添架している本管の更新を行うわけですが、約百五十メートルほど。この橋については、昭和五十八年度に建設された、もう既に三十七年ほど経過してございます。うちのほうの調査によりますところでは、本管の劣化あるいは吊り金具の腐食といったようなことが見られてございましたので、令和二年度予算化して対応するものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

本管の劣化というふうな、本管を取りかえるんだという説明だったんですけども、それは今言った昭和五十八年に取りつけた本管なんですか。何か橋が五十八年ですか。本管はいつごろ、何年ぐらい経過してそういうふうになったということですか。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。橋の建設が昭和五十八年ということで三十八年ほど経過している状況でございます。以上です。（「聞いているのは」の声あり）橋の建設でなくて、済みません、訂正します。本管の整備したのが五十八年でございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

五十八年にやって、橋の機能強化というか改修もやったんですよね。そのときはやらなくて、今回やるというふうに理解したんですけれども。それでその上の西豊田浄水場浸水対策改修工事一千万円ほど見込んでいるんですけれども、これは浸水しないようにするというそういうふうな言い方で、わかりそうな感じもするけれどもよくわからないというか。どういうふうな、水が浸水しないようにどういう工事をなさるんですか。それを詳しく説明してください。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。この西豊田浄水場浸水対策改修工事の内容でございますが、令和元年度、今年度、厚生省の補助によりまして実施設計業務を既に発注しております。その結果を受けて、令和二年度の工事請負費ということで予算化しておりますけれども、内容としましては、西豊田浄水場の敷地エリアが浸水想定区域にもなっておることから、近年ゲリラ豪雨等の被害が他地区において発生している現状も踏まえて、ライフラインを守るという意味で整備しておく。工事の内容としましては、現在設置されている防水扉を更新、あるいは止水板の設置と、各三カ所ずつを考えてございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

役場も何か入り口のところをやりましたよね。防水、止水板といいますか、それは何センチぐらいの、三カ所だとかというふうに言ったんですけれども、高さ的にはどういうふうなもの、どこまで浸水を防ぐというかそういうふうなものになっていらっしゃるんですか。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。西豊田浄水場、我々の事務室も兼ねたポンプ施設も備えている建物でございまして、そちらに、特にポンプ室に水が侵入することになれば、水道水を供給できなくなるおそれもございまして、そういう意味では防水扉の更新とか、止水板の設置を考えての整備になるわけなんですけど、大体一メートル前後の止水板の設置を考えてございます。以上です。（「なし」の声あり）

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私どもは企業団から受水して、早い話、それを町民に供給すると、ユーザーに供給するというのをやっておるわけでございます。関係するといえは津軽広域水道企業団受水費一億四千百二十六万円ほど、これはページ数でいきますと二百四十二ページですけども、一億四千万円ほど水を仕入れているというふうにも理解されるわけでございます。それで、これは町長でも広域的な取り組みとして、水は節水と人口減によって少ない供給量が供給されてきているわけです。間に合うようになったんです。弘前ではさらにもっと要らなくなったんじゃないかと。おらほでも何ですか、岩木川のほうから取れるようになったしというような事情もあるわけでございます。つまり、当初の計画は人口は右肩上がりでふえるという計画で進めてきたんですけども、人口減少にも突入しちゃったというようなことで、全体の責任水量を見直すべきでないかと。いわゆるこの企業団受水費、私どもの町としては一億四千百二十六万円ほど見込んでいたんですけども、そういう状況について、消費税も上がったし、これもっと上がるんでないかという心配もないわけじゃないん

ですけれども、その辺はどういう、企業団としての今後の見込みを立てていらっしゃるのか。その辺について担当課または町長にお聞きいたします。担当課でいいです。（「町長、どうぞ。答えるそうです」の声あり）

○委員長（奈良完治君）

平田町長、どうぞ。

○町長（平田博幸君）

細かい数字は担当課長から後ほど説明があると思いますけれども、今ご指摘にあった各市町村においてのいわゆる使用する基本的な量とか、それによって相当前から藤崎町はこのぐらいの額だよということを決められております。このことについては、数年前からいわゆる広域水道事業団で協議なされて、もう内容は確定したと思っていましたけれども、それがいつから発令するとか、金額がどのぐらい下がるとか、下がる方向で今検討していますので、その辺に関しては担当課長から。課長、わかってらいな、課長から今報告させます。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。企業団の関係市町村内での担当課長会議等のことにおいても、また、定例議会においても説明がされている事案でございます。現在、企業団から受水している水についての購入に関しては、基本水量分と使用水量分ということで設定されてございますけれども、その基本水量分が令和二年度まで、新年度まで、基本分として町として、日平均五千九百トンぐらいで設定してございます。そのほかに使用水量分ということで毎月支払いしておるわけなんですけれども、企業団でも関連市町村といえますか、各市町村間での基本水量の見直しということでは、既にうちのほうからも提案してございまして、この五千九百の基本水量に対して、町では四千七百トンでの提案をしてございます。これ

によって受水費の単価も当然のように企業団さんのほうでは、一立米当たりの単価を改正する、上げるという方向では考えているみたいなんです、いずれにしても、この単価の改正を含めた基本水量の変更を含めた内容については、令和三年度から新しい基本水量あるいは単価によって町村で購入するということになります。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十二号令和二年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

それでは、議案第二十二号令和二年度藤崎町下水道事業会計予算案についてご説明いたします。

予算書の二百七十一ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

第一款下水道事業収益として五億五千万九百九十一万円余りを計上しております。

第一項営業収益が二億一千四百九十一万円余りであります。その主なものは、第一目下水道使用料を一億九千九十万円と見込んでおります。第二目雨水処理負担金が二千三百五十三万円、これは雨水処理に要すると考えられる資本費相当額、つまり資本費の一〇%の額を一般会計から繰り入れするものであります。

次に、二百七十二ページをお開きください。第二項営業外収益は三億二千四百六十九万円余りであります。その主な

ものは、第二目他会計補助金が一億七千五百九十五万円余りで、そのうち下水道事業会計への一般会計補助金が六千七百七十万円余り、農集排事業会計への一般会計補助金が一億一千四百二十五万円余りであります。第三目長期前受金戻入一億四千七百七十三万円余りは、令和二年度減価償却費相当額を収益化したものであります。

次に、支出についてご説明いたします。

二百七十四ページをお開きください。下水道事業費用は五億三千九百九十一万円余りを計上しております。

第一項営業費用が四億六千六百九十六万円余りであります。そのうち第一目管渠費は二千六百一十万円余りで、その主なものは第四節委託料の一千七百十九万円余りで、マンホールポンプ場維持管理業務委託料等や污水管清掃保守調査業務委託料など、また、第六節修繕費の二百七十九万円余りであります。

次に、二百七十五ページをお開きください。第二目処理場費は六千七百七十六万円余りで、この処理場費は町内に七カ所ある農業集落排水施設の維持管理費であり、その主なものとしては、第五節委託料の二千四百四十七万円で、污水处理施設維持管理業務委託料など、第六節手数料の汚泥収集運搬手数料等の汚泥肥料化対策に係る諸経費として九百八十三万円余り、また、二百七十六ページ、第七節修繕費は各農集排処理場の修繕費として一千二百七十七万円余りを予算計上しております。

第四目流域下水道維持管理負担金三千六百七十九万円余りは、岩木川流域下水道事業の維持管理費十六億七千三百十四万円余りのうち二・一九九％相当の藤崎町負担分を予算計上しております。

第五目総係費は二千九十八万円余りであります。その主なものは、第一節給料から第五節法定福利費引当金繰入額までの人件費のほか、二百七十八ページの第十四節負担金のうち農集排の飯田林崎処理施設維持管理費負担金三百六十五万円余りであります。

第六目減価償却費が三億一千五百三十九万円余りであります。減価償却費とは固定資産の価値減耗分の費用化であり

ますが、実際は現金支出を伴わない費用でありますので、資本的収支の不足額の充当財源、つまり内部留保資金となります。

次に、二百七十九ページをお開きください。第二項営業外費用が六千九百十四万円余りであります。その主なものは、第一目企業債等の支払利息六千七百六十四万円余りであります。

次に、資本的収入、支出についてご説明いたします。二百八十二ページをお開きください。

まず、支出から説明いたします。第一款資本的支出として六億二千九百五十二万円余りを計上しました。

第一項建設改良費が二億一千二百二十六万円余りで、第一目施設改良費の主なものは、人件費のほか、第六節工事請負費一億八千九百二十万円、第七節補償金一千百二十万円、第八節賃借料十万円は、藤崎町流域関連公共下水道雨水浸水対策工事の三千石改修工事関連経費であります。

第二目流域下水道建設負担金三百八十八万円余りは、岩木川流域下水道事業の建設改良費一億八千五百万円のうち二・一％相当の藤崎町負担分を予算計上したものであります。

二百八十三ページ、第二項企業債償還金は四億一千五百二十六万円余りであります。

二百八十一ページに戻っていただきます。次に、収入についてご説明します。収入はただいま説明した支出の財源であり、第一款資本的収入として四億三千百十万円を計上してございます。

第一項企業債は二億五千八百十万円、その内訳としましては、第一節下水道事業債一億一千四百七十万円のうち雨水・浸水対策事業の補助裏に充当する公共下水道事業債に一億五十万円、岩木川流域下水道事業建設負担金に係る企業債に三百八十万円、公共下水道債の特別措置分として一千四十万円、第二節資本費平準化債一億四千三百四十万円は減価償却費として元金償還金の差額分に相当する額であります。実質的な下水道事業会計の赤字補填財源であります。

第二項出資金の七千三百万円は一般会計からの基準外繰入であり、資本費平準化債の元金償還金に充当するものであ

ります。

第三項補助金の国庫補助金一億円は、三千石堰の雨水・浸水対策事業に係る防災・安全交付金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億九千八百四十二万円余りは、損益勘定留保資金等で対応するものであります。

次に、二百九十二ページをお開きください。最後に継続費についてご説明いたします。藤崎町流域関連公共下水道雨水浸水対策事業であります。これは藤崎町の下水道に防災安全対策の実現を目指し、主に西豊田地区の浸水被害を軽減し、あわせて三千石下流域をも整備する事業であります。平成二十七年度から令和四年度までの八年間の継続費を設定しており、総事業費十四億円のうち令和二年度までは事業費として二億五十万円を予算計上し、令和二年度末で継続費総額に対する進捗率は八〇・一％となるものであります。

以上で、議案第二十二号令和二年度藤崎町下水道事業会計予算案の説明を終わります。

○委員長（奈良完治君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。吉村委員。

○吉村忠男委員

現在の町の下水道への加入率、それと藤崎地区の加入率、常盤地区の加入率、それをお知らせお願いします。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。今のデータでいきますと、平成三十一年三月三十一日現在ということですが、まずは公共下

水道の加入率でございますが、七七・四六％、集落排水の加入率が七二・四九％、合計で七四・九六％となっております。以上です。

○委員長（奈良完治君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

町全体で七七・四％ですか。（「公共と集排」の声あり）公共と農排と。担当課のほうでも、広報などでPRしているようでありますけれども、やっぱりこのままでいけば、下水の加入率は低いと思います、私自身では。もうちょっと、ただでないけれどもPRとか加入を促進させていただくことを要望します。

○委員長（奈良完治君）

横山委員。

○横山哲英委員

二百七十五ページ、処理場費について、全般になりますけれども、七カ所処理場がありますね。一つ例にとりますと常盤処理場です、クボタさんの隣、常盤小学校の向かいの処理場。今、あそこの通りに新しく住宅を造成して販売して、今も二カ所ぐらい基礎をやるみたいな感じが見受けられております。常盤処理場の処理能力は間に合うんですか。これからまだまだあの辺、開発されると思います。あそこは常盤処理場の布設管が処理している場所なんです。住所は水木であっても、水木の処理場には行きません。わかっておりますよね。だから、常盤処理場の処理能力は、何か目いっぱいに近い状態になっていると私は思っております。その辺の予定ではないな、お知らせ願います。常盤処理場に関してよろしいです。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

議員ご指摘のとおり、藤崎においては七カ所の処理施設がございます。特に常盤処理場と榊処理場が今処理能力がぎりぎりの段階でございますが。ただ、今開発されているエリアの中でその処理場への送水といいますか、その汚泥を持ってくる段階では、とりあえずは今の段階ではまだまだ大丈夫なんですけれども、ただ、一般家庭ですと大丈夫ですけれども、大きな工場とかそういった事業系の汚泥ということになれば、一旦その業者のほうから行為の許可という許可がございますけれども、その行為の許可を踏まえて、その施設にこんき流す予定だけれども大丈夫ですかという計算書をつけさせて、報告して、うちのほうで判断している状況ではございますが、ただ、現状、特に常盤、榊地区においては流入量が多いということから、現状ではうちのほうも都度都度その対応について協議しながら決定しているわけなんです。ただ、今現在、来年からすぐということではないですけれども、広域で流域の処理施設全部、集排も含めて公共も含めて、全部を流域の施設でカバーするような協議も今現在進んでございますので、今の現時点ではその処理場を、うちのほうで目いっぱいの状態ではございますが、協議しながら決定していきたいと考えてございます。

○委員長（奈良完治君）

横山委員。

○横山哲英委員

前からその処理能力がもう目いっぱい近いのはわかっております。まだまだあそこは都市計画にも入っていないし、十分これからも造成、分譲販売される要素がいっぱいありますね。せっかく建てても、浄化槽で処理してくださいとか、布設管通っておりながら浄化槽で処理してくださいとか、そういうことはできませんよね。だから、私今からそういうのも十分考えての計画をしてほしいわけです。まだまだあの辺は開発されます、実際。自分のうちのすぐ近くにも新し

く三軒、四軒建ったけれども三軒は常盤の処理場のほうです。一軒は水木の処理場です。そういう手前もありますので、ただ目いっぱいになってから考えるんじゃなくて、計画的に、そういう事態も想定できますんで、よろしくをお願いします。町長、答弁を最後お願いします。

○委員長（奈良完治君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

合併してもう十五年経過しましたけれども、藤崎地区は市街化調整区域が指定されて、常盤地区はそれがないということで、ハウスメーカー初め十軒あるいは二十軒の分譲がたくさん目についてきました。これは歓迎するところでもございます。ただ、公共下水道であっても集落排水であっても、道路の地下に本管が埋設していない地区も現状であります。そういうところは残念ながら浄化槽対応で今やっている新興住宅もありますし、将来にわたって、いわゆるこれから入ってくるハウスメーカーに関しては、全ていわゆる下水道につなげるというような協議をするのも、これは一つの今後の課題であると、そう思っております。そうなれば、その地区まで本管をつなげるというのは町の使命でございますので、いわゆる集排場の許容範囲もひっくるめて、担当課と十分協議させていただきます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今の、ページ数でいけば二百七十五ページの処理場費、集排の処理場費に関係することでございます。そもそもここで汚水処理場維持管理業務として二千百六十万円ほど計上し、そして手数料として九百八十三万円ほど計上しているわけです。そして、いわゆる常盤にこれがいわゆる固形化して、そういう、いい施設と言えばいい施設なんだけれども、

そもそも学校の近くにああいうことをやったということ自体が、住民からおめたちどうしてらのよというふうには指摘をされていることなんです。つまり、老朽化してくればにおいの問題もあるんですね。ですから、公共との接続だとかそういうことも含めて、先ほど協議をしているのか、何か進んでいるような話までしているんだけれども、具体的に協議しているなら、どこまでその協議が、接続、公共下水道との接続、どこまでそういう協議が進んでいる話なのかというのが第一点と、もう一つは、こういう七つの処理場の、七つって、常盤の常盤小学校の隣のそこに、ほかから六つ持って行って汚泥処理をしているわけだ。このシステムそのものを、システムというよりやり方そのもの、あるから使うんじゃないなくて、これ疲れてまるんです。常盤の処理場がですね。この六つの集排の処理場を真っすぐ弘環といいますか、そっちのほうに持っていったほうが、俺はコスト的に安いんじゃないのかなというふうに思っているんですけども、そういう点でのコスト比較といいますか、常盤のほうに六つのところに持って行って汚泥化する、そういうふうなやり方のコストがこれなんでしょうから。そうじゃなくて、それを真っすぐ持って行ってしまったほうのコストがどうかという比較、検討をなさったことがあるのかどうかですね。その二点について、公共とつなぐ協議が進んでいるんだという話をしていたから、どこまで進んでいるんだということと、コスト面での比較をどういうふうになさった実績があるのかどうか、お聞きします。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

二点について、まずお答えいたします。

まず最初の、協議が進んでいるのかどうかということなんです、たしか年度末だと思いますけれども、流域の県の担当課長会議ということで都度都度開催してございますが、その中で、各町村での将来的な下水道の処理をどう考える

かということでの協議もしてございまして、その中で、各町村単位でヒアリングを実施してございます。その中で、県では、汚水処理施設の広域化、共同化計画検討会ということを立て上げて、前向きに集排も含めた、管路を含めての広域化ということでの協議を今進めているところでございます。まだその計画は定まってはございませんけれども、今各町村へのヒアリングを実施していると。どういう方向にするかということを決められていくものと考えてございます。

それから、処理場のコスト面でどうなのかということなんですけれども、現在、常盤処理場を含めて七施設から出る汚泥、それから脱水汚泥の収集運搬を最終的に町として汚泥肥料を製造していることから、県南環境保全工業というところに搬出して、処分して、製造まで委託してございます。そのほか他町村の現状においては、弘前にあります津軽広域クリーンセンター、津軽広域連合、我々はミックスと呼んでいる施設でございますが、そちらのほうに搬出しているわけですが、当町においても一般家庭あるいは事業所から出る浄化槽汚泥を持っている現状はございます。ただ、うちのほうの施設については、自前の処理場でその処理する脱水機等々ございますので、そして県南環境さんへ搬出してもらって、汚泥肥料を製造しているという観点から、自前で処理している現状でございます。それについてのコスト的な面をある意味試算した内容では、現状のままいっても、年間約九百五十万円ほどかかると。弘前に持っていった場合、弘前の津軽広域連合ですか、そちらに持っていた場合においても同等の額がかかると。ただ、うちのほうでは機械設備等の維持を考えれば、大体若干のプラス・マイナスはあると思いますけれども、ペイなのかなということで、県ではそれに対しても、今後、汚泥有効利用基本構想ということで各市町村の意向を確認している状況でございます。各市町村でその辺のところをどう考えているのかということで、意向を確認している最中でございますので、今、来年からそうするといったような結論にはまだ至っていないところでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

結論から言えば、学校の近くの処理場というのを、できるだけ費用をかけないで、そして長持ちさせたほうがプラスだと思うんですよ、環境面でも、あるいは投資の面でもですね。ですから、脱水汚泥装置があるからといってほかのところから持ってこなくても、その持ってこないで処理場というか、弘環なら弘環のほうに持っていったというほうが、この常盤の処理場といいますか、小学校の隣のほうが、これ長持ちして経費もかからないんじゃないかなというふうに私はむしろ思うんで、ぜひその辺は再検討していただきたいということと、話を聞けば、まだヒアリングが始まったので始まったのか知らないけれども、具体的に、じゃあ常盤の公共下水道というか広域の下水道、常盤で言えば福島だとか徳下だとか三ツ屋、そっちのほうを通っているわけですね。そういうものとどういう。つまり、県のヒアリングとともに、それと接続するとすれば、じゃあ我が藤崎の地区ではどこからドッキングしていくんだというある種のプラン、長寿命化計画といいますか、そういうのを持ったほうがいいんじゃないかというふうに思っておるんですけども、町長のお考えをお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

現課長がちょっとお答えしましたけれども、このことについては、今の内容のことについては、前課長の對馬猛清さん時代から、私のほうから指摘している事案でもあります。全く同じことを言って、七つの農水排をいわゆる公共につなぐためには、いろいろ課題はいっぱいあるだろうと。本管につないでいないところもあるし、受ける側の許容範囲もありますから。その辺もひっくるめて検討しなさいということでは、もう数年前から検討しているところがございます。ただ、今後具体的に協議会が県が中心になって県全体のいわゆる上下水と農排水についてのお話し合いを協議している

ということでございますので、町の考え方は、もうちょっと集約させて、例えばどのぐらい予算がかかって本管につながるとか、あるいは七カ所の農排水のいわゆる業務をした場合に、年間どのぐらいかかって、本管につなげるときはどのぐらいの経費で済むとか、そういう具体的な検討をもうちょっと早くスピードを持って進めさせていきたいと考えております。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

雇用や企業誘致については広域で進めるんだと、空き家もそうだとかどやるんですけども、この問題、下水道の問題こそ広域的になっているし、やれる条件がある問題でもあるんですんで、ぜひ担当課においては一年、二年先を見越して、この地域の情報交換、県といっても各地域によっていろいろばらつきがあるんです。そういうことですので、この中弘南黒地域といいますか、そういう情報交換を密にして対応策を検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

○委員長（奈良完治君）

横山委員。

○横山哲英委員

今急に思い出しまして。ところで集排は農水省の補助事業でやれますよね。それは下水は農水省ではありませんよね。それは簡単にやれるんだか。協議すると……。 （「やってもいいことになったんだべさ」の声あり）私その辺ちょっとわからないので教えてください。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

お答えします。その辺もひっくるめて検討の協議に入っていくわけなんですけれども、（「補助事業で」の声あり）公共は、流域下水道は国交省の補助と、農集排水では農林省の補助を受けて整備した事案でございますので、いずれにしましても、またその集排の処理施設建設時の起債償還とかありますので、その辺もペイしてからでないと流域化、公共につなげないとか、その辺の協議もございます。なので、十分その辺確認しながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。吉村委員。

○吉村忠男委員

前に私質問したことなんですけれども、この未着工の部分のところに造成、うちを新築したのに対して、今町では合併浄化槽に補助金制度はどうなっていますか。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 悟君）

浄化槽に対する補助的なものは、現在のところございません。

○委員長（奈良完治君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

やっぱりこの下水道新規事業では、下水関係は金がかかることで、本当にこれ町長も頭が痛いのは私も十分認知して

おります。そこでこの、さっきも横山議員も言っていましたけれども、本当に開発され、新しい住宅が建っています。常盤のこのときわ会病院から小学校、あの近辺のことですけれども。そういう着工するまでの間でも、合併浄化槽を設置しているのに対して町で助成してやるのもいかなものかと思えます。他町村ではこれは実施しております。青森あたり、黒石とか、それから旧浪岡の山手あたりにも、合併浄化槽をやれば補助金を出してやっておるけれども、そういった件も考えて、これからの課題としてどういう考えを持っておりますか。町長に伺います。

○委員長（奈良完治君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

公共下水道あるいは集落排水の水洗化率を上げるために、いわゆる本管につなぐ家庭内の地内での工事等については、相当前は補助金を出した経緯もございます。約七〇％水洗化率を超えて、ただいまのご指摘は、いわゆる新規に住宅を建てた場合の合併浄化槽についての補助金ということで。黒石なんかは常盤坂の周辺を農水排に工事計画はあったんですが、余りにも莫大な公費を投入するというので、合併浄化槽に切りかえしながら、それに補助金を出したという経緯もございます。ただ、私としては、幾ら家庭内での合併浄化槽を設置してきれいな水にしても、多少はやっぱり農地に、こういう言い方は悪いんですけども、汚水に近いようなきれいな水が流れるということで、できる限り新興住宅もひっくるめて本管をつないで、それにいわゆる浄化させるための地区に持っていくというのが、私はこの地域の環境を守るために理想だと思っています。その辺もひっくるめまして、担当課と財政等もひっくるめまして協議していきたいと、そう思っております。（「なし」の声あり）

○委員長（奈良完治君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、予算特別委員会に付託された議案の審議は全て終了しました。

今まで議決いたしました本案に対する予算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されたことに決定いたしました。

二日間にわたり予算案の審査に当たられた委員各位のご労苦に敬意を表しますとともに、審査にご協力いただき感謝申し上げます。

以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、本当にご苦労さまでした。

閉 会 午後零時

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 吉村 忠男

委員長 奈良 完治